

### 第8節 その他の保健福祉サービス

戦没者の遺族の方をはじめとして、難病患者、原爆被爆者、困窮者、避難行動要支援者及びがん患者への援護・支援等を行っています。

#### 1 戦没者遺族等の援護

法の適用日(基準日)において、公務扶助料・遺族年金等の受給権者がいない遺族に対する特別弔慰金、また軍人・軍属及び準軍属として、公務上または勤務に関連して死亡した戦没者の父母や妻に対する特別給付金などの請求受付事務を行っています。

[問い合わせ先 各保健福祉センター社会援護課(中央区及び若葉区においては、社会援護第一課)]

#### 2 難病患者支援

##### (1) 特定医療費(指定難病)助成制度

難病のうち、厚生労働省が指定した348疾患の指定難病の治療費について、保険診療の範囲内で自己負担分の一部を助成します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

##### (2) 特定疾患治療研究事業

原因が不明で治療方法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が指定した4疾患の治療費について、保険診療の範囲内で自己負担分を助成します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター健康課]

#### 3 がん患者支援

##### (1) がん患者アピアランスケア支援事業

がんの治療に伴うアピアランス(外見)の変化に対処する目的で購入した補整具等の費用の一部を助成します。

[問い合わせ先 健康推進課]

##### (2) 若年がん患者の在宅療養生活支援

40歳未満のがん患者の方が介護サービス等を利用する際に、その費用の一部を助成します。

[問い合わせ先 健康推進課]

#### 4 原爆被爆者の福祉

##### (1) 原爆被爆者慰問金

本市に居住し原爆被爆者手帳を所持する方に対し、慰問金を支給します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター社会援護課(中央区及び若葉区においては、社会援護第一課)]

#### 5 困窮者の福祉

##### (1) 困窮者一時援護

緊急一時困窮者に対し、交通費を貸し付け援護します。

[問い合わせ先 各保健福祉センター社会援護課(中央区及び若葉区においては、社会援護第一課)]

##### (2) 行旅死亡人・同病人の取扱い

身元不明の行旅死亡人の引き取り及び行旅病人に対する救護を行います。

[問い合わせ先 各保健福祉センター社会援護課

(中央区においては、社会援護第二課、若葉区においては、社会援護第一課)]

**(3) 無料低額宿泊所**

生計困難者に対して、無料又は低額な料金で宿泊の場を提供する施設です。

[問い合わせ先 保護課]

**(4) 日常生活支援住居施設**

無料低額宿泊所のうち、日常生活又は社会生活を送る上で何らかの課題を有し、単独では居宅での生活が困難な状態である被保護者を入所させ、日常生活上の支援を行う施設です。

[問い合わせ先 保護課]

**(5) ホームレスの自立支援**

相談員が、巡回や市民等からの情報提供によりホームレスの起居場所へ赴き、生活保護制度や各種福祉制度の説明をするとともに、その活用を促します。

[問い合わせ先 保護課]

**6 避難行動要支援者の支援体制の構築**

災害対策基本法に基づき、災害発生時に、自ら必要な情報を把握したり、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが難しく、支援を必要とする方の名簿を作成し、その名簿を平常時から町内自治会や自主防災組織などと共有することで、災害時の支援体制を構築しています。

**○名簿に掲載される方の条件**

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方で、介護保険の要介護認定1・2の方、または要支援認定1・2に該当する方
- ② 要介護認定3～5に該当する方
- ③ 右表に該当する障害のある方
- ④ 難病患者で身体障害者手帳1・2級の方及び小児慢性特定疾病児童等で療養負担過重患者の方

障害	手帳の級
視覚	1・2級
聴覚	2級
上肢・下肢機能	1・2級
体幹機能	1～3級
*	上肢機能 1・2級
	下肢機能 1～3級
精神	1級
知的	A
*乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	

**○名簿に掲載される情報**

- ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所 ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援を必要とする理由（要介護認定を受けている等）

**○名簿に掲載される方への通知**

4・7・10・1月の更新時に、上記の条件に該当し、新たに名簿に掲載される方に対しては、名簿掲載の約2ヶ月前に、「掲載のお知らせ」と町内自治会等への情報提供を拒否される場合にご提出いただく、「拒否届出書」をお送りしています。

なお、「拒否届出書」の提出期限を過ぎた場合はそのまま名簿に掲載されますが、改めて拒否される場合は、その時点で「拒否届出書」を提出することができます。

また、「拒否届出書」を提出された方で、拒否を取消ししたい場合は、「拒否撤回届出書」を提出することで、拒否を取消することができます。

「拒否届出書」「拒否撤回届出書」の様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

**○名簿への掲載を希望される方**

上記の条件に該当しない方でも、名簿への掲載を希望される場合は、「掲載申請書」を提出することで掲載が可能となる場合があります。

### ○町内自治会等への名簿情報提供

本人から拒否の届出がない方の名簿情報については、千葉市と協定を締結した町内自治会や自主防災組織等に情報提供し、地域での支援体制づくりを行っています。

町内自治会や自主防災組織等で、情報提供を希望される場合は、ホームページをご覧いただくか、下記へお問い合わせください。

[問い合わせ先 (名簿の掲載に関すること) 高齢福祉課  
(名簿の提供に関すること) 防災対策課]